

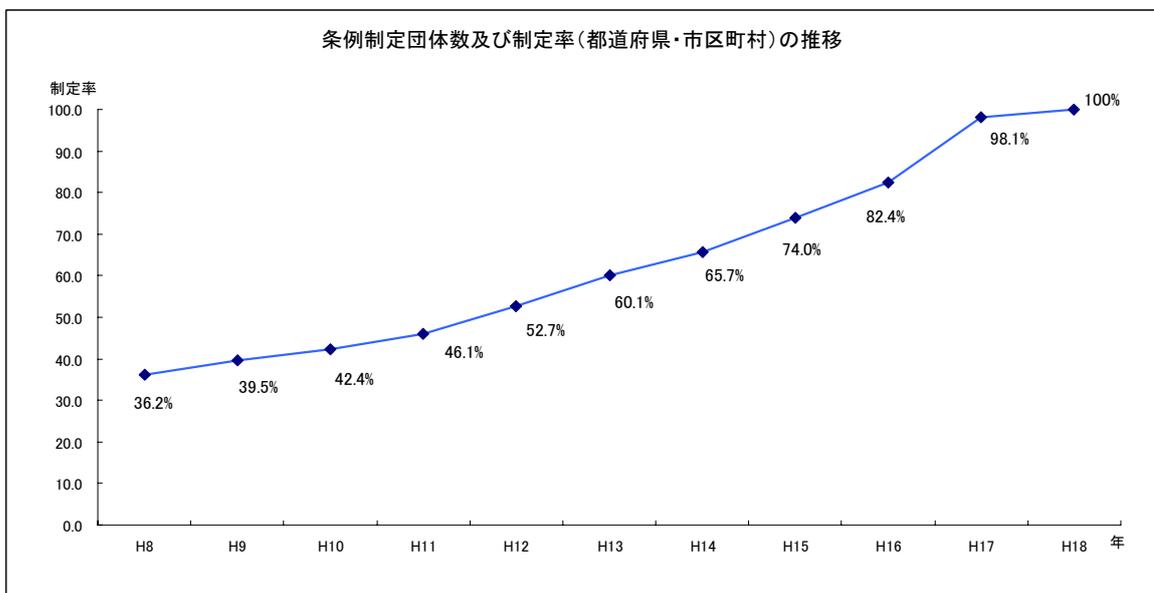
## 地方自治体の個人情報の保護に関する条例について

- 昭和 50 年代前半から、各都道府県・市町村において、個人情報の保護に関する条例の整備が進められた。

先駆的事例として、東京都国立市の「電子計算組織の運営に関する条例」（1975 年）や福岡県春日市の「春日市個人情報保護条例」（1984 年）があげられる。

- 平成 17 年度末までに各都道府県・市区町村の全 1,890 団体が個人情報の保護に関する条例を制定しており、制定率 100%を達成している。

また、一部事務組合等においても 385 団体が条例を制定しており、都道府県・市区町村と合わせると、条例制定団体は 2,275 となっている。



調査時点	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1
全団体数	3,302	3,302	3,302	3,299	3,299	3,296	3,288	3,260	3,170	2,465	1,890
制定団体数	1,195	1,304	1,399	1,521	1,738	1,982	2,161	2,413	2,612	2,417	1,890
制定率	36.2%	39.5%	42.4%	46.1%	52.7%	60.1%	65.7%	74.0%	82.4%	98.1%	100.0%
制定団体数 (一部事務組合含む)	1,202	1,312	1,407	1,529	1,748	1,994	2,196	2,546	2,770	2,635	2,275

(総務省報道資料より)

- 条例の規定内容についても、一昨年 4 月に完全施行された「個人情報の保護に関する法律」等の内容をふまえた規定内容の整備が進んでいるところ。

### (参考) 特定信書便事業者への業務委託を行っている地方自治体

- 信書便法制定以降、地方自治体が公文書集配業務を特定信書便事業者へ外部委託する傾向が増えている。
- 具体的な例として、東京都（教育庁）、神奈川県、福岡県、宇都宮市（行政経営部、教育委員会）、福岡市などがあげられる。